

〔1〕 服装，頭髪等身なりについて

1. 通 学 服

本校では、スーツ型の標準服を定めています。入学式、卒業式、始業式、終業式、芸術祭などのセレモニーには必ず着用となりますので、入学時に標準服を必ず購入してください。

私服を着用する場合は、**学習の場にふさわしいものを着用してください。他校の制服の着用は禁止です。**

[標準服]

男子 … ジャケット、スラックス、白カッターシャツ

女子 … ジャケット、スカート、白カッターシャツまたはブラウス

[夏期略装]

男子 … 上衣なし、白カッターシャツまたは白半袖シャツ、夏用ズボン

女子 … 上衣なし、白カッターシャツまたは白ブラウス、夏用スカート

2. 頭髪の色、脱色、パーマ、化粧、装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）着用は禁止です。

違反があれば特別指導の対象となります。

3. 履物・カバン

通学靴 … 特に指定しませんが、高校生にふさわしいものを用いてください。

安全のため、サンダル類は禁止としています。

上履 … 学校指定のスリッパとします。（必ず記名しておいてください）

カバン … 特に指定しませんが、高校生にふさわしいものを用いてください。

4. レインウェア

雨の日の自転車の傘さし運転は、大変危険です。（大阪府道路交通規則で禁止されています。）

指定のレインウェアはありませんが、**自転車通学をする生徒はレインウェアを着用**してください。

5. 体 操 服

必ず本校指定のものを着用してください。

6. そ の 他

校章バッジは標準服の襟につけてください。

〔2〕自転車通学について

1. 自転車通学の許可

自転車通学を希望する者は、全員許可されますが、次のルールを守ってください。

- (1) 担任から配布される「通学許可ラベル」を、通学用の自転車に貼る。
- (2) ラベルは後輪泥よけのよく見える所にしっかり貼りつける。
- (3) 自転車を乗り換えることが生じた場合は、学年自転車担当の先生より「許可ラベル」を受け取り、貼りつける。
- (4) 自転車は、決められた置場に順序よく置く。
- (5) 鍵を必ずかける。チェーンとあわせた2重鍵にするのが望ましい。

2. 自転車通学についての注意

交通規則を厳守し、以下の注意をよく守って、安全に万全の注意をはらい、事故のないように登下校してください。

特に、1年生の4月、5月に事故が多発する傾向にあります。十分に注意してください。

また、三島高校は地域に密着した学校です。登下校の際は、ルール・マナーを厳守し、常に「気遣い」「気配り」を忘れないようにしてください。

- (1) 登校の際は、自転車通学者は南通用門を通ること（正門通行禁止）。
- (2) 校内では、所定の駐車場に整頓しておき、必ず施錠すること。
- (3) 富田方面からの自転車通学者は、171号線をさけて、自転車道→如是川堤道→学校南堀ぞいの道のルートで登下校すること。また、北西部より通学する生徒は、できる限り西門より入場しグラウンド北側駐輪場・テニスコート横駐輪場を利用すること。
- (4) 多数で通行する場合は、道路いっぱいに広がって通行しないこと。
- (5) 交通法規・マナーを守り、余裕をもって運転すること。
- (6) 雨の日は、レインコートを着て運転すること。
- (7) 夜間は、ライトを必ずつけること。反射器材を備えておくこと。
- (8) ミュージック・プレーヤーなどを聴きながらの運転、携帯電話を使用しながらの運転はしないこと。危険の予知ができず大変危険であるうえ、大阪府道路交通規則で禁止されている行為です。
- (9) 近年、大阪府下ではバイクや自転車での事故が激増しており、死傷者の数も年々ふえ続けている。本校の場合も周辺の交通事情が悪く、本校生の自転車事故も増加傾向にある。特に1年の1学期に多発しているため十分注意すること。
- (10) 弱者優先の立場から、自転車による事故に対しても多額の賠償責任が科せられる。自転車を運転する限り、高校生といえども大きな責任を負うことを忘れず行動すること。

以上のことをよく守って、安全に登下校を行い、健康で楽しい学校生活を送ってください。なお、**単車やミニバイクでの登下校（登下校だけでなく部活の際の移動など学校にかかわりのある行事には使用禁止）は厳禁です。**

〔3〕懲戒規定について

非行その他学校生活における不適切事例の取扱いは、指導会議で取扱い、その指導処置原案を審議します。懲戒の対象となるのは以下の行為です。単車通学、飲酒、喫煙、喫煙同席、喫煙具・酒類所持、各種試験における不正行為、答案の改ざん、窃盗、故意による器物破損、教職員に対する暴行、暴言など。

〔4〕校内生活について

1. 通学・登下校

(1) 生徒は**8時20分(予鈴)までに**登校して、ホーム・ルーム教室に入っていること。

8時25分より、授業を開始します。**遅刻が重なると、特別指導の対象となります。**

(2) 欠席する場合は、始業前(8:00~8:25)に学校へ保護者が電話連絡すること。

(tel 072-682-5884)

(3) 早退する場合は担任に届出ること。授業終了時までの無断早退、外出はできません。

(4) 下校時刻は午後4時50分とします。顧問付添のない部活動なども時間内に終了して、必ず下校し、以後は学校に残らないこと。

(5) 自転車通学と安全については、安全に万全の注意を払って、登下校してください。

2. アルバイト

原則は禁止です。ただし、家庭の経済的事情等でやむを得ない場合は、学業に妨げにならないことを条件に保護者の承諾をうけ、担任に申し出ること。